

全般について	
Q 1	急遽、明日から実習が決まったのですが、申請は可能ですか？
A 1	申請は、実習開始日の原則 5 日前までをお願いしています。実習開始日までの期日がない場合の保険申請については、支援機関からコーディネート事業係（03-5211-2682）にお電話にてお問合せください。
Q 2	すでに実習が始まってしまったのですが、保険申請できますか？
A 2	遡及して実習保険を適用することはできませんが、申請日の翌日以降の実習保険を申請することは可能です。
Q 3	電子申請と紙の申請どちらにすればよいですか？
A 3	電子申請と紙申請のどちらからでも申請可能です。なお、F A X による申請は、次年度（令和 2 年 4 月以降）から廃止する予定となっておりますので、ご了承ください。
Q 4	利用要件はありますか？
A 4	都内の支援機関に登録している方で、都内在住又は実習先となる企業等の所在地（実習場所）が都内である方が対象となります。
Q 5	就労継続支援 B 型事業所での実習は対象になりますか？
A 5	就労継続支援 B 型事業所で企業として職場を体験する場としての職場体験実習については対象になります。ただし、利用者としての入所を目的とした利用体験については対象になりません。
電子システム（web）申請について	
Q 6	web システムから補助申請したのですが、申請手続きが完了しているか確認できますか？
A 6	支援機関登録したメールアドレス（ID）に「職場体験実習保険料補助申請受け付け完了のお知らせ」の自動メールが届いていれば申請されていますので、決定通知が届くまでそのままお待ちください。申請後、2 週間以上経っても決定通知のメールが届かない場合は、コーディネート事業係（03-5211-2682）までお電話ください。
Q 7	電子受付システムで利用するメールアドレス（ID）を変更できますか？
A 7	変更は可能です。まずは、支援機関からコーディネート事業係（03-5211-2682）までお電話ください。
Q 8	実習期間が・実習日数が変更になった場合は、どうすればよいですか？
A 8	実習開始前または実習期間中であれば、システムにログイン後、マイページから変更可能です。 実習期間終了後に、追加で実習を行うこととなった場合は、新たに申請してください。 ※手続き方法は、システムマニュアルを参照ください。
Q 9	実習が中止になった場合は、どうすればよいですか？
A 9	実習が中止になった旨、支援機関からコーディネート事業係（03-5211-2682）までお電話ください。
紙での申請について	
Q 10	紙による申請書の様式は、どのように入手すればよいでしょうか？
A 10	紙申請の様式が必要な方は、支援機関からコーディネート事業係（03-5211-2682）までお電話ください。
Q 11	実習期間・日数が変更になったのですが、どうしたらよいですか？
A 11	1.実習期間内に変更の場合 → 実習期間と実習日数に二重線訂正印（支援員の印）で郵送してください。 郵送到着日が実習期間内である必要がありますので日数にご注意ください。 2.実習期間が終了している場合 → 新たに申請書を作成して申請してください。
Q 12	実習が中止になった場合は、どうすればよいですか？
A 12	実習が中止になった旨、支援機関からコーディネート事業係（03-5211-2682）までお電話ください。